

令和6年度第1回和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：令和6年8月8日（木）10：00～12：00

場所：和歌山県民文化会館 5階大会議室

| | |
|-----|--|
| | 田甫こども支援課長 挨拶 |
| 事務局 | 委員紹介 |
| 会長 | 次第に沿って始めていきます。議題1 特別委員について、資料1をご覧ください。先程の田甫課長の挨拶にもありましたように今年度の審議会は「和歌山県子ども虐待防止基本計画」「和歌山県社会的養育推進計画」について審議することになるが、その審議に必要な方々に特別委員として加わっていただきたい。和歌山乳児院 院長 小浦由加里様と、富田林市議会議員であり和歌山で社会的養護を経験されている坂口真紀様を特別委員として就任いただきたいと思っている。本日は、小浦様は所用のため欠席であるが、坂口様は本日お越しいただいている。この特別委員の任命については、「和歌山県子どもを虐待から守る条例」第26条に基づき、会長から審議会にお諮りしたい。 |
| 委員 | 〈異議なし〉 |
| 会長 | それでは、皆様方の賛成を得られたということで、本日ご出席の坂口様に特別委員として就任いただく。坂口委員一言挨拶をお願いしたい。 |
| 委員 | 〈挨拶〉 |
| 会長 | ご承知の通り、こどもに関することを決めるというときに、こども本人当事者の参加、あるいは社会的養護の経験をもっておられる方の参加は不可欠ということで、委員としてお迎えできることに嬉しく思う。 |
| 会長 | 続きまして、議事2 和歌山県こども計画の策定について事務局より説明いただきたい。 |
| 事務局 | 〈説明〉 和歌山県こども計画策定について、和歌山県子ども虐待防止基本計画及び和歌山県社会的養育推進計画の概要、関係施策の実施状況について説明。 |
| 会長 | 各委員から質問等はありませんか。質問等がなければ、次の議事にうつりたい。議事3 和歌山県子ども虐待防止基本計画及び和歌山県社会的養育推進計画の改定について、事務局より説明いただきたい。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>〈説明〉</p> <p>新計画の構成案について説明。</p> |
| 会長 | <p>基本的な考え方としては、先に説明のあった和歌山県こども計画の中に、今の説明の虐待防止の取組と社会的養育の推進に向けた取組が入るということである。</p> <p>委員の皆様より、御意見等はないか。</p> |
| 会長 | <p>では私の方から確認したい。現在の子ども虐待防止基本計画では、子どもメンタルクリニックについて項目があり、現在は休止中となっているが、次期計画ではどうされる予定か。</p> |
| 事務局 | <p>検討中である。</p> |
| 会長 | <p>再開のめどはたっていないということか。</p> |
| 事務局 | <p>そうである。</p> |
| 会長 | <p>和歌山県ではこどもの成長や発達に関する専門的な医師が不足しているのが現状であると思われるが、こどもメンタルクリニックはこどもの成長、発達、精神症状等に特化したクリニックは非常に重要だと思われる。もし他からでも児童精神科医を招聘し再開できるのであれば再開してもらいたい。ただ実際にはなかなか難しいことも承知している。</p> <p>他の委員からはどうか。</p> |
| 委員 | <p>中核市の児童相談所設置に向けた取組とあるが、県内の中核市といえば和歌山市になると思うが、どういった内容になるのか。</p> |
| 事務局 | <p>こちらについては、国の定める策定要領の中に、中核市の児童相談所設置推進というのがあり、それに基づいて項目としてあげている。児童相談所を設置するかどうかは市の判断もあることであり、県としては市が設置するという判断があるのであれば具体的な懸案・課題等を把握した上でそれをどうバックアップしていくかということを明記していくことを考えている。</p> |
| 委員 | <p>市としては、児童相談所の設置は課題となることも多く慎重なところである。</p> |
| 事務局 | <p>貴重な御意見として受け止めさせていただき、また相談させていただく。</p> |
| 会長 | <p>中央児童相談所の体制としてはオーバーワークになっているのではないかと思う。児童福祉司は今年度予定していた人数通りに増えていない。児童心理司はおおよそ予定どおりの人数を確保できているが、中央児童相談所の児童虐待対応の人数は足りていない状況である。中核市に、児童相談所が設置され、こどものケ</p> |

アや対応が十分できるような体制をとっていただき、中央児童相談所と連携していければいいのではないかと思います。

委員

今年の児童福祉法の改正で、各市町村にこども家庭センターの設置が努力義務とされたが、和歌山県ではこども家庭センターの設置についてどのように推進されているのか。また計画の中にはいつているのどうか聞きたい。

事務局

こども家庭センターの設置については盛り込む予定で考えている。市町村のこども家庭センターの設置は必要な施策であると考えているので、設置推進については計画の中に盛り込み、市町村に働きかけていきたいと考えている。

会長

県内市町村のこども家庭センターの設置状況について伺いたい。

委員

私の所属する市においては、要対協を担当する班と母子保健班が同じ課であり、連携して対応している。こども家庭センターについては来年度の設置にむけてすすめているところ。先程の児童相談所の話でも出ていたが、市町村の職員も専門職の確保がすごく難しい。児童相談所と一緒に対応するケースや市町村だけで対応するケースなどオーバーワークは市町村でも起こっていると思う。人材確保は大きな問題かと思っている。

会長

他はどうか。

委員

私の所属する市は今年度からこども家庭センターを設置している。母子保健と児童福祉は局が違う。今年度から児童福祉の局の中の母子保健も含みこども家庭センターとしている。ただ、職員は基本的には母子保健は母子保健、児童福祉は児童福祉とわかれているが、組織的には一緒になったというようなかたち。

会長

一つの局にまとめたということか。

委員

局は別である。局を一緒にすることは難しく職員に兼務辞令を出している。こども家庭センターのセンター長が両方ともに指揮命令を出すことができるようにしている。業務内容は今までと変わっていない。

会長

こども家庭センターを設置し、市の体制としては今まで通りで職員については兼務辞令で発令されているので、職員としては両方の業務をできるということか。

委員

そうである。

会長

他に意見はどうか。

委員

女性相談所、現DV相談支援センターはこの計画の中に入るのかどうか教えていただきたい。

事務局 虐待防止にむけた取組の中の妊産婦等への支援を考えていく上で、あらゆる方策を検討する必要があると考えている。そのひとつとして考えていければと考えている。

会長 他に御意見はないか。

委員 里親への委託を推進していくという話であるが、里親委託のあと、施設に戻るケースもあると思う。そういった状況も知りたいところである。また、社会的養護の自立支援のところ、社会的養護自立支援拠点事業もすすめておられ、充実もはかっていってほしい。一方で、家庭復帰する中で、自分が感じていたことと今の児童とは大きく変わってきていると思うが退園した児童を対象としたアンケート実施をしていただければと思っている。

会長 里親委託については次のところで議論したいと思っている。自立支援については、ご指摘の点も十分に反映、考慮して計画の記載を検討して欲しい。

委員 第1の第1章に子育て家庭に身近な相談・支援体制の充実とあるが、具体的にどのような内容か。

事務局 現行の和歌山県子ども虐待防止基本計画の内容にもあるように、子育て家庭に対して市町村が中心になるかと思う。支援が必要な家庭に対して、保護者支援事業等法改正により制定された家庭支援事業や身近な相談できる場所も盛り込んでいきたい。

委員 身近な相談場所というのは市町村ということか。

事務局 市町村や市町村と連携した民間機関も盛り込んでいきたいと考えている。

会長 他に意見はどうか。

委員 第2の第7章に障害児入所支援における支援というところでその内容について教えていただきたい。

事務局 障害児入所施設においても家庭的な養育環境の整備が必要であり、その一つとして、ユニット化、小規模にすることでより家庭環境に近付ける施策が必要であると考えている。障害児入所施設の所管は障害福祉課になり、施設の整備体制の強化についても計画に含めていきたいと考えている。

委員 国としては、障害者の入所施設は少なくし、地域で生活していくという動向があると思われるが、このユニット化についてはどういったことになるのか。

事務局 それについては、家庭で生活する場合もあると思うが、施設で生活する児童については生活環境をより家庭に近付けるという施策が必要になってくるので、今

回の計画には盛り込んでいる。

会長 では、次の議題にうつりたい。事務局から説明いただきたい。

事務局 〈説明〉
新計画の数値目標について（里親委託率等）説明。

会長 国は令和 11 年度までに里親委託率を就学前まで 75.0%、学童期以降 50.0%という目標値を定めている。一方、和歌山県は現行計画では、国の目標値からは下回った数値としている。策定当時、令和 2 年度時点で、国の目標数値を達成することは難しいと判断し、そのような数値とした。現在の里親委託率は 23.7%となっている。現在の状況からみると、県の数値目標にも届いていないということになる。非常に低いという状況。この数値をどうするかということについて審議会の意見をふまえて、県の方で策定していくということになる。委員の意見を伺いたい。

委員 国の方針として、家庭養護や特別養子といったことが出ているものの、里親委託率がそれほど上がっていない。特別養子や家庭復帰が増えているという状況でもない。なぜ、なかなか上がっていないのか疑問がある。むやみに子どもを里親委託とするわけにもいかないことはわかっているが、子どものことを一番に考える「子どもまんなか」を念頭に、その子どもの特性や将来も考えた上で、検討していただきたい。目標値については、国の目標値より上回っている都道府県等もあるので、そういったところの取組も参考にさせていただき、まずは現行の数値を目指していただきたいと思う。里親の登録数も順調に増えているというわけではなく、里親も歳をとっていく。どれくらい子どもを養育できるかという里親の養育力もある。里親の登録数はどんどん伸ばしていき、子どもの状況に応じて選択枠を増やしていくことは大切である。乳幼児の時期から養育するということは、里親にとっても愛情をむける面で特に重要であると思う。

会長 数値目標として、国並みにするのがいいのか、少なくとも現行計画の数値目標なのか、あるいは国と県の間くらいまで引き上げる方がいいのか、どういった意見があるか。

委員 現状の数値からみても、達成することはなかなか大変であるという状況なので、少なくとも現行計画の数値の達成を目指して取り組んでいただき、それ以上になっていくことが一番いいと思う。数値目標としては、現行計画より下げないようにしてもらいたい。

会長 里親委託について何か意見はないか。

委員 里親委託をして施設に戻ったというケースもあると思うが、その数字をまず伺いたい。子どもが家庭により近い里親家庭で過ごすことはいいことだと思うが、

それがベストかと聞かれると、そうではないように思う。

事務局

不調になり施設に戻るケースは、1、2か月に1人くらいの印象。新規の里親であれば、思っていたよりも子育ての大変さや対応できないことがあったりといった感じか。

委員

施設に戻るこどもは二重に傷つくことになると思うので、その辺は慎重に進めの方がいいのではないかと考えている。家庭の環境で育つことはいいことだが、里親宅でうまくいくかというのは未知数であるし、小規模な施設でより家庭に近い環境で育つこともベターなのではないかと思う。

会長

委員の発言は無理になんでも里親委託を推進するというのは慎重に考えてないといけないという御意見かと思う。それはそれぞれの立場による意見として率直に出していただいた方がいいかと思う。

他にはどうか。非常に重要な問題かと思うので他の委員からからも率直な意見を出していただいていた方がいいかと思うがどうか。

委員

今更であるが数値目標はいるのかどうかと聞いていた。ここに届かせないといけないがために、どこに委託するかということを決めてしまうというようなことになってはいけない。里親がいいとか施設がいいとかそういうことではなく、こどもの権利が守られこどもが選択できるような取組になればいいと思う。こどもたちは里親家庭に外出や外泊を重ねた上で里親委託になるが、里親の場所は一カ所なのか数カ所なのかということを知りたい。こどもが選択できる状況にあるのか知りたい。

事務局

まず委託できる里親が本当に少ない。登録数の目標値が低いからなのかと思う。登録はしているが、委託は受けられないという里親も多い。あたっては断られる場合も多いので、なかなか選択できるという状況ではない。

事務局

里親委託の推進に関してであるが、サポートする側の体制を十分にとることができないと委託率をあげるということは難しい。委託したこどもの将来を考えると十分なサポートができない中で委託だけをあせってしまうと、こどもにとっても里親にとってもよくない結果になっていることが生じてしまっていることを認識している。特に、十分なサポートができない中で委託を急いでしまったケースについて、委託先を変更しないといけないという状況になり、最終的に委託できる里親がなく施設に入所することになるといったケースを何例も経験しているので、そうならないように十分なサポートをしていく必要がある。現状の児童相談所の配置基準ではそこまでサポートできる人的なパワーを割くことが非常に難しい現状がある。里親支援機関ができ、里親への支援体制もできつつあるが、十分な里親のニーズや委託児童のニーズに応じられる現状かは課題である。里親委託率ありきではなく、サポート体制を含めた全体的な計画を立てる必要があるのでは

はないかと思う。そのへんを検討いただきたい。

会長

他の委員からはどうか。施設の立場の御意見はどうか。

委員

児童養護施設で施設長をさせてもらっている。69ページの里親と施設の児童数について見させていただくと、里親の方は増えているが施設は減っている。

以前は施設の里親支援を6年間していた。里親に関わらせていただくと、血縁ではない家族というのがあるのだとあらためて思った。日本では血がつながっていないと他人と言われるが、血はつながっていないという里親家庭に関わらせていただいた。マッチングがうまくいき、里子と里親が一緒にいないとだめなんだという状況であれば、里親のところでこどもが預かれる方がいいのではないかと思っている。

会長

時間の関係で、この部分についてはこのあたりとさせていただきたい。今までの話からすると、少なくとも現行計画の数値とする方が良いのではないかと思う。あえて数値目標をさげる必要もないのではないかと思う。むしろサポート体制にどれだけの人的な資源や予算をさくことができるのかということもあるのでないかと思う。計画策定のところには、数値目標だけでなく里親支援のための人的な充実を詳しく触れていただき、和歌山県独自の計画を立てていただければと思うので、事務局の方で検討頂きたい。

会長

では次の議題にうつる。事務局より説明をお願いします。

事務局

〈説明〉
児童アンケートについて説明。

会長

19日までに御意見をいただければということであったが、今ざっと見られて何か意見や質問はないか。

委員

アンケートは無記名か。記入したあと、他の人に見られないような配慮はあるのか。

事務局

無記名である。アンケートについては、本人が記載することを前提としており、本人が記載し、封筒に入れそれを回収することを想定し、第三者に見られないように配慮していきたいと思っている。

委員

先程、自分で記入しにくいこどもは施設職員のフォローについて説明されたが、それで本人が記入できると思われるか。

事務局

施設職員で気兼ねがあれば個別対応も考える。事務局が個別にヒアリングすることも考えたい。

| | |
|-----|---|
| 委員 | 小学校高学年と書いているが、5、6年生ということでよいか。 |
| 事務局 | 事務局としては、そのように考えている。質問の主旨や生活について意見を言えるような年齢としてはそれくらいかと考えている。 |
| 委員 | 小学校6年生を対象としたアンケートを実施したが、漢字を読める読めないに関係なく全部ルビを振るようにした。言葉が難しいようであれば、その意味も必要かと思う。 |
| 事務局 | ルビは振るようにする。言葉についてもできるだけ噛み砕きわかりやすくする。 |
| 会長 | 里親への委託児童は里親家庭で記入するのはなかなか難しいように思われるが。 |
| 事務局 | 里親支援センターに依頼し、訪問時に子どもと面談した際に記載していただくなど、できるだけ子どもが自由に意見を述べられるような環境を整えたいと考えている。 |
| 委員 | 一時保護委託の子どもを受けているが、里親委託ではないので、学校に行けない。もう2か月くらいになるが、今は夏休みであるが、一時保護委託であってもその期間中は、その学校に通えるような仕組みにしてほしいと思われる。計画の中にもそのあたりを含めていただきたい。前に一時保護委託を受けた子どもも小学校6年生であったが、3学期に全く学校に行けずそのまま卒業になった。そのまま里親委託になり、中学校は行けるようになった。一時保護所でも学習の保障はされていると思うが、学校に行けるような仕組みも検討して欲しい。 |
| 会長 | 今の意見は計画の中の「一時保護改革にむけた取組」の中の「一時保護における子どもの最善の利益について」の中で、子どもの通学をできるだけ認めるよう国の基本的な考え方と実情とが合致していないなかなかハードルが高いところではないかと思う。ぜひ計画の中でも検討して頂きたい。他に意見はないか。 |
| 会長 | 最後に今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | 〈説明〉 スケジュールについて説明。 |
| 会長 | 本日はたくさんの資料があり、読み尽くすことや議論もできていないが、委員の皆様からはお気づきの点や意見があれば、事務局に出していただければ、適宜検討頂けるということであるのでお願いしたい。 それでは進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。 |

事務局

本日はありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会いたします。